［3　略］

4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他のものの提出を命ずることができる。ただし、事件の審判に関与すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他のものの提出を命ずることができない。

［5　略］

（出頭拒否についての取調べ・法第二百八十六条の二）

第百八十七条の三　［略］

2　裁判所は、前項の規定による取調べをするについて必要があると認めるときは、刑事施設職員その他の関係者の出頭を命じてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し報告書（電磁的記録を含む。）の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による取調べは、合議体の構成員にさせることができる。

（映像等の送受信による通話の方法による被告人の出頭・法第二百八十六条の三）

第百八十七条の五　裁判所は、法第二百八十六条の三第一項に規定する方法によつて公判期日における手続を行う場合（被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、当該手続前に、当該場所について、被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他被告人の在席する場所が当該方法によつて手続を行うために適当であることを確認しなければならない。

（証拠調べの請求の方式・法第二百九十八条）

第百八十九条　証拠調べの請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2　証拠書類又は証拠物の一部の取調べを請求するには、特にその部分を明確にしなければならない。

3　裁判所は、必要と認めるときは、証拠調べの請求をする者に対し、前二項に定める事項を明らかにする書面又は電磁的記録の提出を命ずることができる。

4　前各項の規定に違反してされた証拠調べの請求は、これを却下することができる。

（証拠決定についての提示命令）

第百九十二条　証拠調べの決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

（人定質問）

第百九十六条　裁判長は、検察官の法第二百九十一条第一項の規定による朗読に先立ち、被告人に対し、その人違いでないことを確かめるに足りる事項を問わなければならない。

（起訴状等を示す措置・法第二百九十一条）

第百九十六条の九　法第二百九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の場合においては、検察官は、被告人に対し、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示さなければならない。

［3　同上］

4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じてその陳述を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができる。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物の提出を命ずることができない。

［5　同上］

（出頭拒否についての取調べ・法第二百八十六条の二）

第百八十七条の三　［同上］

2　裁判所は、前項の規定による取調べをするについて必要があると認めるときは、刑事施設職員その他の関係者の出頭を命じてその陳述を聴き、又はこれらの者に対し報告書の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による取調は、合議体の構成員にさせることができる。

［新設］

（証拠調の請求の方式・法第二百九十八条）

第百八十九条　証拠調の請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2　証拠書類その他の書面の一部の取調を請求するには、特にその部分を明確にしなければならない。

3　裁判所は、必要と認めるときは、証拠調の請求をする者に対し、前二項に定める事項を明らかにする書面の提出を命ずることができる。

4　前各項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。

（証拠決定についての提示命令）

第百九十二条　証拠調の決定をするについて必要があると認めるときは、訴訟関係人に証拠書類又は証拠物の提示を命ずることができる。

（人定質問）

第百九十六条　裁判長は、検察官の起訴状の朗読に先だち、被告人に対し、その人違でないことを確めるに足りる事項を問わなければならない。

［新設］